平成２９年（フ）第６１２号
大阪府松原市阿保５丁目15番17―102号
債務者　川端　正志
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１７号
大阪府松原市天美北３丁目２番３―404号
債務者　吉山　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
堺市北区長曽根町1624番地１　バンブーハイツ300号
債務者　高橋　淳二
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６６号
堺市北区新金岡町２丁３番33―105号
債務者　谷井　淳一
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地　松寿園、前住所兵庫県丹波市市島町南478番地
債務者　酒井こと大西こと　野口富貴子
法定代理人成年後見人　馬場　民生
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２７号
北海道岩見沢市１条東11丁目１番地１　イースト・サンⅡ　101号
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６０号
岩手県北上市柳原町５丁目17番18号　グリンベル703号
債務者　千葉　浩美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６３号
盛岡市岩脇町19番８号　ヴァルトＡ棟
債務者　赤石　裕之
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１１号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート５号棟526号
債務者　菅原　征子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５９号
福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウフケ３　若喜アパート５号、住民票上の住所福島県耶麻郡猪苗代町字梨ノ木西139番地
債務者　渡部　雄史
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２８３６号
大阪市西淀川区野里１丁目19番７号　サンハイツ塚本303号室
債務者　星野さや香
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８６号
大阪府池田市五月丘３丁目５番127―406号　アルビス五月丘
債務者　村井　啓真
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９２号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目１番90―106号、前住所大阪府交野市東倉治３丁目４番２号
債務者　神谷　勝久
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９８号
大阪市浪速区日本橋５丁目６番19―1404号
債務者　Ｂａｒ　Ｌｉｅｎこと　森山　新也
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３３号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1218号
債務者　金園壽美子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６４号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ20―305号
債務者　今村　勇人
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５５号
大阪市大正区千島２丁目４番２―239号
債務者　大塚　幹雄
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部